

○ 「クラス担任教員」設置要綱

(目的)

第1 本学における学生の学業及び厚生補導に関し指導又は助言を行い、以って、学生生活の向上に寄与するため、クラス担任教員を置く。

(指名等)

第2 クラス担任教員は、本学の教授、准教授、講師又は助教（以下「教員」という。）のうちから、各学科長、各センター長又は専攻科長の推薦に基づき学長が指名する。

2 クラス担任教員が担当するクラスは、学科又は専攻科所属の教員については当該学科又は専攻科のクラスを、また、センター所属の教員については学長が指定したクラスを担当するものとする。

3 各クラスに正クラス担任教員（以下「正担任」という。）1名、副クラス担任教員（以下「副担任」という。）2名を配置する。ただし、専攻科については、副担任は1名とする。

4 正担任は、当該クラス担任教員の互選により選任する。

(任期)

第3 クラス担任教員の任期は、原則として任命された日から4年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、クラス担任教員となる日の属する年度を含め4年次の年度の末日までとする。

3 欠員により新たにクラス担任教員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第4 クラス担任教員は学生の自主性を尊重し、必要な場合、学生の学業及び福利厚生に関する相談に応じ、指導又は助言を行う。

2 クラス担任教員は、クラス委員の活動に対する指導又は助言を行う。

3 クラス担任教員は、第1項及び第2項の役割を遂行するにあたり、当該学科長、センター長及び専攻科長との連携のもとに、これにあたるものとする。

4 クラス担任教員は、必要に応じ、学生部長及び学内委員会に対し意見具申又は提言を行うことができる。

(会議等)

第5 クラス担任教員は、必要に応じ、随時、学科又は専攻科毎にクラス担任教員会議を開催し相互の連絡調整等を行うとともに、当該学科長又は専攻科長及び所属教員と意見交換などを行うものとする。

2 学生部長は、必要と認める場合、学生の学業及び厚生補導に関しクラス担任教員相互の学内における連絡調整や意見交換、研修などを目的にクラス担任教員会議全体会を開催することができる。

3 クラス担任教員は、各学期毎にクラス委員との懇談会を開催する。

(構成員以外の出席)

第6 第5第2項に規定するクラス担任教員会議全体会には、学生部長が必要と認める場合は関係教職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(意見の進言等)

第7 クラス担任教員は、日常の学生指導に関する事項について、本学の諸組織の責任者に対し、意見の進言等を行うことができる。

(協力要請)

第8 クラス担任教員は、その役割を遂行するにあたり学内関係委員会や関係教職員に必要な協力を求め、若しくは必要な資料や情報などの提供を受けることができる。

(委任)

第9 この要綱のほかクラス担任教員の設置・運営に関して必要な事項は、学生部長がクラス担任教員の意見を参考にして別に定める。

(事務)

第10 クラス担任教員にかかる事務は、教務課において処理する。

付則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成12年2月16日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年12月18日から施行する。ただし、第27条、第44条及び第45条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(組織)

2 (略)